

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会  
(第4回)  
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会  
(第4回)  
議事次第

日 時：平成26年9月12日（金） 10：00～11：43  
場 所：消費者委員会大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 消費生活相談員資格試験の内容について
- 2) 消費生活相談員資格試験の運営について
- 3) 現行3資格保有者にかかる経過措置について（改正法附則第3条関係）
- 4) 消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者について（改正法第10条の3第1項関係）
- 5) 消費生活相談員資格試験の一部免除措置について

3. 閉 会

○野村座長 それでは、ほぼ定刻になりまして、御出席予定の委員の方は全員御出席でございますので、ただいまから第4回「消費者生活相談員資格試験制度等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、7名の委員に御出席いただいております。佐藤委員は都合により御欠席となっております。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

事務局から配付資料の確認と、資料1及び資料2について御説明をお願いいたします。資料1及び2は、前回配付した消費生活相談員資格試験の内容及び運営に関する論点ペーパーについて、前回の御議論を踏まえ、事務局で皆様の意見も事前に伺い、改訂したものでございます。

それでは、お願いいたします。

○望月企画官 それでは、配付資料でございますけれども、議事次第に資料1から参考3まで一覧をつけておりますので、それにかえさせていただきます。

また、本日は、吉川委員から「消費生活相談員試験に関する検討委員会への意見」というペーパーと、池本委員から「円滑な移行措置についての意見」というペーパーを追加で配付させていただきます。

まず、資料1をごらんいただければと思います。資料1は、前日も御議論いただきました内容に関する論点の再改訂版になります。

改訂したところは、1ページの「消費生活相談員資格試験の目的等」のところ赤字をつけておりますけれども、「資格取得の前後を通じた幅広い研修機会の確保」というところを、前回の御議論を踏まえまして修正いたしまして、次のポツで「消費生活相談への関心を高め、消費生活相談に携わる人材を確保するため、国は、広く地域住民を対象とした啓発等についても必要な措置を講じる必要があるのではないか」という修文をしております。

また、4ページでございますけれども、論文と面接については必須とすべきという御意見をいただいておりますので、そのところを3の(1)の注で付しております。また「論文・面接の実施については、国が、モデルとなる問題例、評価項目等を示す」ということまでは必要ないという御意見をいただきましたので、ここを削除しております。

そのほか、5ページから6ページにかけてでございますけれども、今回、一部免除措置のところを4-1のペーパーの中に入れておりますので、ここからは削除させていただきます。

続きまして、資料2でございます。これも修正したところについてのみ説明をさせていただきます。

まず、3ページの「試験の実施細目」。これは内閣府令で定めることとなっておりますけれども、その中に⑥として「試験の一部免除措置」ということを入れております。

2ページに戻っていただきます。ここは若干なのですが、試験問題とか試験結果

の公表のところににつきまして「試験問題、正答等」ということを書いております。「正答等」の中で正答率とかということも読み込んでいきたいと考えております。

さらに、4ページでございます。これは前回も御議論いただきました、試験業務以外の業務を実施する場合の試験の公平性についての論点のところでございます。前回、①の「試験対策講座での問題をそのまま試験で出題するなど・・著しく有利になるような講座を行うこと」は公正性を損なう業務になるという御議論をいただいております。一方で、一般的な知識等を教授するような講座とか、相談員として必要な一般的な知識を教授するような講座は認められるということを書いております。ただし書きで、ただし、ここに掲げておりますような受験者向けの情報公開、実施要領などを作成・公表するとともに、試験問題とか正答等を公表することでありまして、登録試験機関内でその部分を分離するという措置を講ずる必要があるということも修正しております。

この点につきまして、本日は吉川委員から配付の資料が出ております。

以上でございます。

○野村座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました資料1及び資料2のうち、今回改訂した部分について御議論をいただきたいと思っております。

2つの資料にわたっておりますけれども、特に順番は決めませんので、どちらでも御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

沼尾委員、お願いいたします。

○沼尾委員 済みません。前回欠席しておりましたので、どういう議論があったのか議事録でしかわかっていないのですけれども、ちょっと気になった点を申し上げたいと思っております。

資料1の1ページ目の真ん中、新たにポツが入って「地域住民を対象とした啓発等についても必要な措置を講じる必要」があると書いてあるのですけれども、地域住民を対象とした啓発について国が直接何かを行うということは多分ないと思うので、例えば国センで幅広く住民に行うのか、あるいは自治体に対して何か措置を講じるようなことを求めるのか。そのあたり、誰がやるのかというところがちょっとわかりづらかった。

あと、仮にそうしたところに啓発について推進を求めた場合に、当然、それに対する財政支出を国のほうで持つのかどうかというあたりが気になります。つまり、こうした啓発について推進しなさいというような話が例えば自治体におりたとして、それはそれでまたコストと手間がかかる話なのです。そのあたりどういう議論があってこの書きぶりになっているかというところがわからなかったものですから、この文言に対しては大丈夫なのかという点が若干気になっています。

今、全部申し上げたほうがいいですか。

○野村座長 はい。

○沼尾委員 それから、資料2の4ページのところです。これは恐らく前回も議論になっ

たところなのかもしれないのですが、試験対策講座での問題をそのまま試験で出題するといった場合に、講座でやった問題がどこまで出たら「そのまま出題される」ということになるのか。つまり、そっくり全く同じ問題ということなのか。例えば、少しだけ数字を変えたり、何かを変えたり。例えば、言っている内容は同じなのだけれども、ちょっと形を変えれば、それはそのままということにならないのかというあたりのところ。「そのまま」というのをどのように解釈するかでこの取り扱いは随分変わってくると思うのです。そこをどう考えるかということはここで議論できればいいのかなと思ったところです。

以上です。

○野村座長 それでは、2番目の問題については、ほかにもいろいろ御意見おありの方がいるかと思しますので、最初の問題について事務局からこのように修正したことについて御説明を付加していただければと思います。

○望月企画官 ここは、前回、資格取得の前後を通じた幅広い研修が必要だという意見に対して、さらにいろいろ意見をいただいた経緯がありましたので、このように修正しております。

3番目のポツの「必要な措置」というところは、まず、研修自体は国がやるものではなくて、地方自治体でありますとか、国センとか、自治体などから委託を受けた消費者団体などで行われるものだと考えております。

「必要な措置」の中身ですけれども、例えば自治体に対して働きかけをすることか、消費者団体等に対して協力を呼びかけるとか、研修について必要な材料とかプログラムみたいなものをできる限り提供するということも含めておまして、必ずしも財政措置ということに直結するものではないと考えております。

○野村座長 よろしいでしょうか。

2つ目の点につきましては、ほかにもいろいろ御意見あると思いますのでお願いしたいと思っております。

○池本座長代理 その前に今の1点目についてだけ。

○野村座長 はい、どうぞ。

○池本座長代理 池本です。

今の1点目の御説明について、国から自治体や国センや受託団体などに働きかけ、あるいは資料提供などの措置を講ずるということで、財政措置を講ずるという趣旨ではないということをおっしゃいました。そのために特化した財政措置を講ずるものではないという意味では理解できるのですが、現在でも、活性化基金の中で、地域の中で消費生活相談員養成講座に使えるという枠組みがあると思います。それを維持することによって、事実上、自治体などが実施しやすくする、その環境は維持するという理解でよろしいでしょうか。

○望月企画官 失礼しました。

この「必要な措置」ということは、必ずしも財政措置だけを念頭に置いているわけではないというつもりで申し上げました。基金については、今、御指摘のとおり、基金のプロ

グラムの中でこういう講習もできるようになっております。基金は毎年度予算を要求していくとなっておりますので、今の段階では確約したことは言えないかと思うのですけれども、現在の制度を踏まえますと、基金の中でもこういうことができるということになると思います。

○野村座長 よろしいでしょうか。

それでは、試験の信頼性のことについて。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 資料1の4ページ目のところで、3の(1)の2つ目のポツの下の「※ 消費生活相談員に求められる技術を判定するためには、論文及び面接は必須とすべきとの意見もあった」、これは私の意見ですが、特に論文については、消費生活相談員というのは、混乱して相談をかけてくる相談者の事情を正確に聞き取り、なおかつ、それを整理して問題点を把握して、それをペーパーとして記録に正確に残すという作業がとても重要な部分で、その作業がなかなかできていない。例えば、PIO-NETを見られた方から、残念ながら何を書いているかももう一つわからないという批判も受けているわけですから、論文・面接は必須とすべきという意見もあった中で、しつこいようですが、もう一度述べさせていただきます。必須ということにはこだわっております。

○野村座長 ※の手前の2番目のポツのところに「消費生活相談員に求められる技術」とあって、括弧書きで「ヒアリング力やコミュニケーションスキル・交渉力など」と書いてありますけれども、ここに、例えば「文章の表現力」とか、そういう趣旨のことを入れたいということでしょうか。あるいは、そこまではおっしゃらないということでしょうか。

○吉川委員 はい。むしろ、まとめるということで、論文というのは非常に大事です。ただそれだけではなくて、広報誌に事例紹介記事を啓発資料として提供したりするという形で、物を正確にまとめて書くという力が求められている、必要だということで申し上げました。

○野村座長 わかりました。では、一応これはこのままにしておいて、その辺がうまく書き込めるのかどうか、もう一度検討させていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、資料1のほうは、以上でよろしいかと思えます。

資料2のほうで、先ほど沼尾委員から試験の公平性のところで御意見をいただいておりますけれども、ほかにこの部分で御意見がありましたらお願いしたいと思います。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 私どものほうでは意見書を出させていただきますので、それをお読みいただいたらと思うのです。前回は申し上げましたが、やはり分離すべきだと考えています。

例えば、前回のときにも意見として、全国幅広く、皆さん公平・公正に受験資格が与えられるべき、あるいは養成講座を受ける機会が与えられるべきだという御意見もありまし

た。それは全くそのとおりだと思いますけれども、そうした養成講座が全国津々浦々で各機関ができるのかと云ったら、それはちょっと至難のわざだと思います。活性化基金があるから、地方自治体がそれを利用して養成講座のようなものは開いております。そういうものは確かに重要だとは思いますが、それは全国津々浦々、あるいは活性化基金がなくなった後も可能かといいますと、いろいろな機関ができるということですので、期待はできるかも知れませんが、現実には難しいのではないかと心配します。そうしたら、今度、質の確保ということで、消費者庁は、資格試験の内容も、あるいは養成講座の内容も、全部に目が行き届くようにできるのだろうかという懸念も含めて、意見書に出させていただいたように分離すべきという意見を提出させていただきました。

○野村座長 この点についていかがでしょうか。ほかの委員の方、御意見はございますか。

有山さん。

○有山代理 理想としてはそうだと思うのですが、現状からいうと、登録試験機関と養成講座を分離してやれる団体は限られてしまう。また、人的な資源も限られています。実際、無理な部分があるのかなと思います。現在の資格団体がどのように対応していくかという成長の仕方を見たいと考えております。現状としてはかなり難しいのではないかと。3機関を1つに絞ってという話ならば別ですけども、現状の資格をどうやって伸ばして行って、資格の個性を伸ばしていくかということを見ると、今の段階では早急な気がいたします。

○野村座長 池本委員、どうぞ。

○池本座長代理 今、有山さんからは、これまでの3機関がやっておられる体制や実施方法を前提にすれば、現実問題として養成講座と試験実施を分離するのは適切だという現実論の観点でおっしゃいました。私は、もう一步踏み込んで、いわばあるべき試験制度のことから見ても、そういう養成講座を行うということと試験実施というものを分離する必要はない。むしろ両方やって何らおかしくないのではないかと云うことでちょっと意見を申し上げたいと思います。

これはこの検討会の最初のころからも出ていましたが、消費生活相談員というのは、過去の問題をやって点数がたくさんとれる人であることよりは、むしろ、消費生活相談というもののあり方、あるいは消費者トラブルに対する解決の姿勢などをしっかり、いわゆるマインドを持った人になってもらいたいという点は恐らく異論がないと思うのです。そういう問題は、一発試験に向けた試験対策講座ではなくて、いわばあり方をしっかり研修して、集合研修もあれば、通信研修もあれば、さまざまな研修で、一定の回数、科目を研修していくことを通じて、あるいはそこへ論文の文章の取りまとめの力が必要であれば、そのようなことも入れるというのものもあるのかもしれませんが、そうやって、いわば資質の高い相談員を養成するためには、むしろ継続的な研修と試験の両方が本当は望ましい。ただ、その全部を試験の要素にするわけにはいかないのです。択一、論文、面接とか、こういう一回的な試験の中で、その中でさらにどれを必須としてどれを選択とするかという議論をしているわけです。

そういう中で、吉川さんの意見書を先ほどざっと拝見すると、全相協としても全国各地でそういう対策講座を実施しておられるということを書いておられます。まさにそれは今後もっともっとやっていただきたいことです。そのことを登録試験機関ではない組織が行うのは大いに賛成ですが、それでなければならない、登録試験機関が行うと直ちに公平性が損なわれるというように直結すると考える必要はないのではないかと。むしろ、先ほどの資料で御説明があったように、公平性を損なうことがないような措置を講ずるといって、そこをしっかりと押さえておけば、公平性についての懸念というのはチェックしていき、そうすることによって、全国できめ細かに相談員養成に向けた講座体制を組んでいく中で、登録試験機関も、そのほかの専門家団体も一緒になって各地でやっていくというように進めていくことができるのではないかと考えます。

○野村座長 ほかに、この点について御意見はいかがでしょうか。

将来的には、そういう養成講座みたいなものを比較的自由に認めるとなったときに、その結果、合格した人たちが、全体として、集団としてレベルが落ちるといようなことであれば問題になるということはあると思うのですけれども、今の段階でどういう出発点でどのように考えるかということでお考えいただいたほうがいいのかと個人的には思います。

どうぞ。

○吉川委員 まさに今、御指摘いただいたように、何年かしないと結果はわからないわけで、そういうことも懸念されるのであるからこそ、今、スタートの時点で厳格にしておく。私は、今回のものは質の確保と量の確保の両方であることは十分にわかっておりますけれども、現場にいて現場の相談員にもいろいろ聞いてみると、やはり質が一番ではないかという意見が多く聞かれました。そういう意味では、この資格試験が価値のあるものであってほしい。せっかく法定化されるわけですから、さすがねというような相談員資格であるべきだと思っていますので、その意味でも厳格にしていきたいと思います。

○池本座長代理 ちょっとよろしいですか。

○野村座長 はい。

○池本座長代理 「相談員の質を確保するため」というキーワードは全く一致なのですが、後の議論を先にやり過ぎてはいけないのですけれども、移行措置の議論で、指定団体による講習会という議論が出てきます。質を確保するためには、実務経験を何年やっているのかということだけではなくて、やはり一定の講習をきちんとやって、しかも質を保てる講習をきちんとやっていくということが必要だという議論が後で出てくると思うのです。

それと同じように、相談員の質を確保するというのであれば、まさに質の高い講習をやる団体が、特に地方でまだ資格を保有しておられない方がたくさんいるところも含めて、全国、全体で質の確保ができる講習体制を組むことが出発点として、あるいは将来に向けても必要なのではないかと思うわけです。

その意味で、登録試験機関はやってはいけない、それ以外の団体でなければいけないと



いうのを余り強調し過ぎると、登録試験機関が講習をやればそこへみんな集まるだろう、それ以外の団体がやっても集まらないというような危惧をされているのだとすれば、全国でやっていく、相談員のまだ少ないところでやっていくということを考えれば、あるいはこれまでの実施体制からすれば、むしろ登録試験機関以外のところに対するニーズも今後もっとふえていくはずだし、そう懸念されることはないのではないかと思うのです。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○沼尾委員 部外者というか、素人というか、一般的に見たときに、試験問題をつくっている機関がそのままそこで対策講座をやっているときに、同じような問題が出るのではないだろうか。素人から見ればというか、広く国民から見た場合に、大丈夫なのかなと疑問を持つというのは当然あり得ることだと思うのです。

登録試験機関自体が対策講座を行うことについては、そこが確実に切り離されていて、講座と試験というものが、例えば同じ機関であっても別組織で運営されているということが確実に担保されるという仕組みをつくっておかないと、そこは説明できないのだと思うのです。1つの機関がその両方を行うことがだめだとは思わないのですけれども、その疑義が生じない形で、その講座でやったことと試験というのがちゃんと別の形で、講座は講座で行っていて、そこでそのまま試験問題をやっているわけではないのですよということが何らかの形でわかるようなものではないのでしょうか、そこはすごく重要です。だとすると、その試験講座でどういうテキストをやっているとか、練習問題をやっているという話と、実際の問題はこうだということを明確になるようにしておく必要があると思うのです。ただ、それをチェックするのかがどうかとなってくると話は非常に複雑になるのですけれども。

いずれにしても、吉川委員がおっしゃるような疑問とか疑念というのは広く一般に出てくる可能性はあると思うので、そこはやはり国家試験として、その公平性は担保されているのだということは何らかの形で示さなければいけない。もし本当にこれを一つの機関がやるのだとすれば、そこは担当の組織を明確に切り分けるとか、何らかの対応を考えないと、ちょっと説明しづらい部分があるのではないかとはいえます。

○野村座長 きょうの資料では、括弧書きの中で、今、御意見いただいた部分が書かれているかと思うのです。

ほかに御意見。

有山委員、どうぞ。

○有山代理 確かに、沼尾委員のおっしゃることはわかるのですけれども、私、今日が初めてなのでよくわからない部分があるのです。

登録試験機関と養成講座というのが一つのセットのように考えられていますけれども、逆に言うと、養成講座はここを受け、登録試験機関は別の団体の登録試験機関を受けるというクロスしている関係というのはこの制度では可能なのですね。そうですね。だから、必ずしも同じところの養成講座で、同じ登録試験機関で受けるとは限らないのかな。そう

しないと、今後、登録試験機関ができました、だけれども、うまく運営できないからやめますというときに、それがセットになっていると非常にややこしくなるので、とりあえず同じところが養成講座もやるし、試験もできるけれども、養成機関はこちらのほうがおもしろいから受けます、試験機関は別のところで受けますという選択肢もあるのか。

○野村座長 もちろんそれはあるのですけれども、今議論しているのは、試験と養成講座を一緒にやると、登録試験機関としての公平性が問題になるのではないかということです。

○有山代理 そうですね。公平性についてのことなのですから、そういうことも含めて、別で、公平性が担保されることは当然必要です。しかし、必ずしも同じところで受けるわけでもないので、試験機関と分けなければいけないというほどのことはないのではないか。今まで培ってきた資格養成講座の特色というのを温存して行って、試験機関もつくっていくほうがいいのではないかと考えます。

○池本座長代理 今、沼尾委員から指摘されたところ、4ページの注で、公平性を損なうことがないようにということでさらに詳しく記載されたというのは、まさに先生がおっしゃったような指摘を踏まえたものだと理解しています。大前提として、今、有山委員から話が出たように、これまでのところでは、アドバイザー試験については、その実施団体がかなり分厚い勉強の資料で通信講座をやっておられる。コンサルタントの消費者協会は、1カ月以上の養成講座をやって、これまではその修了確認試験のような形だったので、恐らくそこは、修了確認試験というよりは、もっと客観的な能力を確認する今回の資格試験になるように変えなければいけないと思うのですが、いずれにしても、そうやって、相談員となるための知識などを勉強する機会も提供し、そうした機関がさらに試験を実施していくという体制が、これまでの資格の延長線で新しく国家資格をつくる上では必要ではないか。

ただ、そうした場合に、公平性を損なってはならない、では、公平性を損なわないようにするためにどうするのかというときに、それは完全に分離して、同じ組織がやってはいけないというところまで言い切るのか。ここの注に書いてあるように、試験機関の内部でも部門を分けるとか、試験問題とか正答率などを公表すれば、不自然さなどは事後的に検証できるではないか、あるいはそれが歯どめになるのではないかという意味で、ここを書き込んでおられると理解しております。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょう。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員

吉川委員のおっしゃっているのは、この4ページの①の部分の話で、②、③の一般的な講座を行うものについてまでだめだと言っていることではないですね。それぞれの試験登録機関が養成をするというのは、もちろんそれはやっていただく。ただ、試験対策講座に限ってはどうかということだと思っております。

そういう理解でよろしければ、私も吉川委員と同じ意見で、試験を実施する機関が対策

講座をやっているということは公平性を欠くことにもなるでしょうし、「国家試験としての権威」を傷つけてしまうことになってしまうのではないかと危惧しています。これは沼尾委員のおっしゃられたところと全く同じだと思うのです。

では、どうすればいいかということになるのですが、一番最初、沼尾委員からのお話の中で、ここの①のところで「そのまま試験で出題するなど」の「そのまま」というのはどの程度なのか、これを客観的に決められる基準があるのかということと、なかなか決められないでしょうし、この線引きを決めるのはなかなか難しいのではないかと思います。そうであれば、試験登録機関、試験をする機関が対策講座そのものを実施することを認めないというようにしてかなければいけないのかなと思っております。

あとは、これも妥協案ということなのかもしれませんが、もし認めるのであれば、例えば、試験前何カ月間はやらないとか、その試験と明確に切り離すような形にしないとなかなか疑念が払拭できないのではないかと思います。

○野村座長 今の整理ですと、①と②、③の講座の区別というものなかなか難しい問題になってくると思います。すなわち、②、③はいいけれども、①はだめということになると、何が試験対策講座で、何がそうでないのかということの議論もなかなか難しいかと個人的には思います。いかがでしょうか。

先ほど「そのまま試験で」のところがちょっと曖昧だという沼尾委員の意見もございましたけれども、ここについて事務局から何かございますか。

○望月企画官 「そのまま」というところですけども、当然、講座と全く同じ問題を試験に出すというのはだめだと思いますが、数字を変えて出すとか、ちょっとだけ変えて出すとか、どこまで許容するか。数字を変えて出すというのは望ましくはないと思うのですが、実際講座をやって、それで試験をやっているような機関もあると聞いておりますので、そういったほかの機関の例も見ながら検討してみたいと思っております。

○沼尾委員 国家資格の試験ですか。

○望月企画官 はい。法律で定められた資格で、その指定試験機関がやっているようなところで、そこで講座をやっている例もあると伺っております。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょう。

そうしますと、この点については、一応、本日お出しした資料をもとにして、字句の修正は若干あるかもしれませんが、基本的な考え方はこれでということで、報告書の段階でまた御議論、御意見あれば改めて伺うということでもよろしいでしょうか。

どうぞ。

○小浦委員 終わりのころに手を挙げまして済みません。

1点だけ確認ですけれども、私も、吉川委員のおっしゃられることは、国民の目から見て公平性を担保するためには必要なことだとは思いますが、今回、消費者庁さんから出された資料の中の4ページの「内閣府令で・・定めてはどうか」というところの「⑤試験業務以外の業務を実施する場合には、試験の公平性を損なうものではないこと」の中身として、

今、この下に書いてある①、②、③、それから注のところを意味して書かれていると理解してよろしいでしょうか。切り分けるべきだということは、私も本当にそう思うのですが、池本先生の御意見とかいろいろ聞いていますと、それもいたし方ないと思うのです。とにかく、国民から見て公平性が担保されているということは一番大事にしていかないといけないところだと思いますので、そこのところだけ確認させてください。

○望月企画官 内閣府令の中で、⑤にあるような「公平性を損なうものではないこと」ということを書きますけれども、さらにその解釈として、①から③にあるようなこと、あるいは注にあるようなこと、あるいはまた、それに追加するようなことがあれば、そのようなことも書くということを考えております。

○野村座長 ほかの点で、ご意見はよろしいでしょうか。

○吉川委員 先ほど、養成機関と試験機関とが一緒のところもあるということ。それはたくさんあるのですか。どれぐらいあるのでしょうか。

○望月企画官 今、調査しているところでございます。今まで見つかっている中では、省エネ法という法律がありまして、エネルギー管理士という資格がございます。それは指定試験機関がやっている資格でございますけれども、試験対策講座でありますとか、通信講座みたいなものを行っているということがホームページで出ております。

○吉川委員 今のところは1つということですか。

○望月企画官 はい。

○吉川委員 ということは、多くはないということですね。

○望月企画官 多いものではないです。今のところ、それがあるということです。

○吉川委員 わかりました。

○望月企画官 あと、資格を取得した後に講座をやっている例はかなりあるのです。

○吉川委員 それは当然必要だと思います。

○望月企画官 今、申しました「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づきますエネルギー管理士という資格に関しては、試験の前にその対策講座みたいなものを行っている例があるということでございます。

○野村座長 よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、次の論点に移らせていただきたいと思います。

次は、円滑な移行措置に関する論点についてですけれども、私と事務局との相談の結果、それから、事務局で皆様の御意見も事前に伺いまして、資料4-1のとおり、論点ペーパーを用意しております。

まず、この論点ペーパーについて事務局から御説明をお願いいたします。

○望月企画官 それでは、資料4-1とあわせまして資料4-2もごらんいただければと思います。

資料4-2は「円滑な移行措置に関する論点」。裏表ありますけれども、今回ここで御議論いただくのは、改正法附則第3条にかかわる経過措置のところ、それから、第10条の

3にかかわります消費生活相談員資格試験に合格した者、またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると首長が認める者に関してのメルクマール、それと、3番目の消費生活相談員資格試験の免除措置をどのように考えるかということでございます。

1については、試験に合格した者とみなすというような取り扱いとなり、2については、合格はしていないけれども、同等以上の専門的な知識及び技術があると認められる者というようなことで、消費生活相談員になることができる。3番目については、試験に合格しますので、消費生活相談員、それから、一定の実務経験がありましたら、指定消費生活相談員になることができるという流れとなっております。

それでは、資料4-1の論点のペーパーのほうをごらんいただければと思います。

まず、改正法則第3条関係でございます。3条の1項につきましては、ここの四角の中にあるような経過措置をつくっております。この条文の意味でございますけれども、第2条の施行の際、現に施行日におきまして「改正前の消費者安全法の第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号に掲げる事務」、これは都道府県と市町村の消費生活相談とかあっせんの事務でございます。「その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者」、ここの内閣府令の内容をどのようにするかということと、括弧内で「事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る」としておりますので、この内閣府令をどうするかというようなことを御議論いただきたいと思っております。

(1)の相談・あっせんに準ずる事務に関する内閣府令ですけれども、これは国会の議論の中でも、どのようなところまで認めるかということの一部議論をいただいております。そのようなことも勘案しまして、事務局の案としては、①の消費者団体とか事業者団体、あるいはADR法に基づきます認証紛争解決事業者における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務でありますとか、②の事業者での消費者からの相談の事務でありますとか、③の国の行政機関、これは消費者庁とかいろいろところで相談員の方がいらっしゃいます。または独立行政法人等における事業者から消費者の苦情に係る相談の事務、その他内閣総理大臣が個別に指定するものと考えております。

ここで、相談の事務に従事しておられる方ということを念頭に置いておりますので、例えば事業者で資格を持っている方がその相談以外の事務に従事していても、そこは勘案されないということになると思います。

独立行政法人等における「等」の中身でございますけれども、例えば法テラスなどでも相談員の方が相談の業務を行っていらっしゃるということも勘案しまして、そのようなことを含めたいと考えております。

「(2)相談に適切に応じることができる者の基準に関する内閣府令」でございますけれども、こちらの現行3資格を施行日の際に持っていらっしゃるかつ、相談・あっせん、または前に掲げましたような事務に一定期間従事した経験を有する者とすべきではないかと思っております。

この「一定期間」の中身としましては、事務的な繁雑さなども勘案しまして、通算して1年以上とすることが考えられるのではないかとしております。

さらに、法律でその一定期間の実務経験ということを求めますので、それをどのように証明していくかということがございますけれども、3資格保有者自身が準備して地方公共団体に提出することとすべきではないか。また、証明する書類について、国がフォーマット等を定めるべきではないか、手続の仕方なども定めるべきではないかと考えております。

続きまして、2項のところでございます。条文は、次の四角の中に囲ってあるとおりでございますけれども、これは実務経験がない方、1項で規定される方以外の方が対象となっております。「内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者」、この講習会のところの内閣府令と「(2)事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者」、この内閣府令をどうするかということをお議論いただきたいと思っております。

まず「(1)講習会を実施する者の指定に関する内閣府令」でございますけれども、「内閣総理大臣の指定する者として、実務的な観点から、現行3資格の資格付与団体及び保有者団体等を指定しまして、各団体がそれぞれの資格保有者に対して講習を実施する」というようなこともよいのではないかとしております。

また、講習の具体的な内容をどこまで定めるかということもございますけれども、この場合は、実務経験がない、足りない方向けの講習会ということもございますので、その実務経験により得られる知識及び技術を考慮しまして、講習会で実施すべき事項に関し、科目や講習時間の目安を定め、内閣総理大臣の指定する者がこれに基づいて講習会を実施することが考えられるのではないかとしております。

3番目でございます。この講習を受けていただくに当たって、その受講者に過剰な時間的・費用的な負担が生じないように、現行3資格の付与団体が実施されております更新講習、あるいはそのほかの講習などもあるかと思っておりますけれども、それも活用すべきではないかとしております。

「(2)相談に適切に応じることができる者の基準に関する内閣府令」ですけれども、ここでは3資格のいずれかを有する者とすべきではないかとしております。

続きまして、2の10条の3にかかわります消費生活相談員資格試験に合格した者またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認める者についての基準でございます。これも国会の中で議論をいただいております。条文では、10条の3の1項はここに掲げているとおりでございますけれども、まず、1ポツで、首長が相談員資格試験合格者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者に該当するかを判断する際に、参考となるようなメルクマールをガイドラインで定めるべきではないかとしております。これは国会でもこのような議論があったところがございます。

2番目の、このメルクマールについて3資格保有者はこの必要条件を満たすといえ、その方の特性とか資質について都道府県知事または市町村長が判断すべきではないかと

おります。今、長年、無資格で相談に従事されている方がいらっしゃいますけれども、その方々に対しまして、同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者のメルクマールとして、3資格保有者以外に、自治体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務等に従事しており、その能力が既に実証されているような方が考えられるのではないかとしております。

続きまして、3の資格試験の一部免除措置のところでございます。ここのは、まず、法律の中でこういう免除措置という規定がない中で、どこまでその免除措置を規定していくかということが論点になるかと考えております。

「(1) 現行3資格保有者を対象とする免除措置」でございますけれども、現行3資格保有者に対しまして新たな消費生活相談員資格試験の受験を促す観点から免除することも考えられるのではないかと。さらに、免除の対象については、実務経験があるということを経験とすべきかどうかということを経験を問題提起しております。

2番目のボツでございますけれども、新たな資格試験のうち、現行3資格で確認されていない部分については受験する必要があるのではないかと。また、現行3資格の試験とか講習の内容と新しい資格試験について重複する部分については改めて受験する必要があるかどうかというような問題提起をしております。

さらに4番目でございますけれども、「一部免除措置を行う場合、登録試験機関は免除する内容を試験業務規程に定めるものとすべきではないか」としてしております。これは、試験の業務の中身でございますので、当然、試験業務規程に定めて国が認可するというような手続が必要かと考えております。

(2)の3資格保有者以外の者を対象とする免除措置についてどう考えるかでございます。相談員資格試験の検討会をやっているときの中間報告の中でもこのような議論がありまして、その3資格保有者以外で長年相談をやられているような現職の相談員の方などについて、実務に関する科目を一定の免除することも考えられるのではないかと御議論がありましたので、それを踏まえまして、例えば「消費生活相談員の実務に関する科目」を免除することが考えられるかというような問題提起をしております。

以上でございます。

○野村座長 それでは、資料4-1について御議論をいただきたいと思っております。

○池本座長代理 免除措置という最後の論点については後で切り離して意見を述べたいと思っておりますので、それ以外の大きな1に関連するところでまず、質問と意見ということになります。

まず1ページ目の(1)の③で、独立行政法人等における苦情にかかる相談の事務というのがあって、その「等」の中に法テラスでの相談を想定しているという御説明がありました。この点は、むしろ相談員団体の方にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、法テラスができるときに、あそこでの電話受付は、いわば振り分け機能であって、個別の案件についてその担当者が助言をしたりという中身にわたる相談・助言に入らないように

ということを弁護士会か何かがいろいろ注文をつけて制約したという経緯があると聞き及んでいます。それは、その後、現状どうなのか。それとの関係で、ここの「相談の事務」経験ありと認定していいのかどうかというのはちょっと気がかりなので、実情をどなたかにお伺いした上で、どう考えるべきかということを考えてと思います。それが1点。

それから、2ページ目の上のほうの(1)は、講習会の指定団体として「現行3資格の資格付与団体及び資格保有者団体等を指定し」となっています。基本的な流れとして賛成するところなのですが、その「資格保有者団体等」というときに、例えば北海道とか東北とか各地で、これまでも相談業務を受託している専門家団体があります。その中には、資格保有者自体が運営している団体ではないけれども、資格保有者もたくさん構成員になっている、まさに消費者団体の専門家団体があると思います。そういうところもこの指定団体として指定をすることができるかと理解してよろしいのか。私の意見としては、そういうところも加えることによって、各地で現に相談をしている人たち、あるいはそういう相談業務を担っている人たちに、この附則が要求するところの一定の講習会を受ける機会を確保する必要があると考えますし、団体が拡散して大丈夫かということについては、2ポツ目の科目や講習時間の目安を定めるということで担保できるかなと思うので、各地でのそういう相談受託団体も含めて読み込むのが適切かなと思うのですが、このあたりの消費者庁としての理解はいかがなものなのかというところはお伺いしたい点です。

以上2点。

○野村座長 それでは、先に事務局からお願いしましょうか。

○望月企画官 それでは、今、池本先生からあった点の2番目の点でございます。各地で専門家の団体がいろいろな講習などをやっておられますので、そのようなところでこの要件を満たす講習をやっていただくと、資格保有者は全国にいらっしゃいます。そのような方々の負担軽減という意味でも望ましいものだと思います。そのようなところが御協力いただけるようであれば、ぜひ指定していきたいと考えております。

○野村座長 法テラスについては、事務局よりも現場に聞くほうがよいということでしょうか。

○池本座長代理 むしろ専門家団体のほうが詳しいかもしれません。

○有山代理 ここのところは多重債務以外では接触がないので、現状がよくわからないのです。最初のころは資格保有者の方が随分現場に立っていましたけれども、現状は違っているというお話も聞くので、私としては、現状がどうなっているのかわからない。ただ、法テラスの中で、弁護士さんが出てきて対応してもらったというお話もあるので、その辺がどうなっているのかがちょっとわかりません。済みません。

○吉川委員 今、有山さんが言われたように、確かに相談員がたくさん法テラスにも勤めました。しかし、現実には、自治体等の相談員の業務としたら、相談はあっせんをするという認識があるわけで、法テラスはあっせんしないという意味で、相談業務とは異なるということで法照らすからまた戻ってきて自治体の相談員をしている人も現実にはたくさん



おります。事実として申し上げておきます。

○野村座長 どうぞ。

○池本座長代理 池本です。

私はあくまで、法テラスができた当時の議論程度しかわからなくて、最近の実情はわからないので、むしろ事務局のほうで、法テラスでの受付のところがいわゆるこの消費生活相談に準ずるものに当たると見てよいかどうか、実情がどうなのかというのを問い合わせていただいて、それを踏まえてまた議論をするなり見きわめるとしたほうが無難かなと思います。

○野村座長 どうぞ。

○吉川委員 法テラスの実情を調べていただくのもいいと思いますけれども、事業者でも相談をしていたという中身も分かりません。私もそちらもわからないということもありますので、あわせて調べてもらったほうがよいのではないかと思います。事業者の方の相談窓口といっても、結構何人もいろいろな方が携わっておられるのではないかと思います、内実が全くわからないのです。こちらに事業者団体というようなことも入っていますので、法テラスも調べてもらうのであれば、そのあたりも少し調べてもらったほうがいいのかと思います。

それと、一定期間というところは、通算して1年以上とするということなのですからけれども、これは、例えば週1回でも相談業務を1年以上していれば通算1年以上になるのか。あるいは、国民生活センターの場合でしたら、5年の更新のときは何日以上というものがありました。週1回しか働く機会がないのに、私は本当はもっと働きたいのに通算に入れてもらえないのは納得いかないという方もあると思うので、こちら辺のところをどのように考えるか。あるいは、せめて2年か3年ではないかと考えます。一人前の相談員になるのには、私はそんなにかからないと思いますけれども、5年はいるとか、雇いどめのときによく言ったと思います。ということになると、その辺に矛盾を抱えることになりそうですので、少し議論が必要ではないかと思います。

○野村座長 今、事務局の考えでは、そのような週当たりの稼働日数を計算するという方法をとらずに、その代わりに1年間という数字を置いているということだと思っております。したがって、週5日であれ、2日であれ、1年間であればいいということだと思っております。今、国センの名前が出ましたけれども、講習のときに日数単位で履歴をとっているということでしょうか。

○青山氏 そうです。現職の相談員以外は日数を規定してまして、250日以上の消費生活相談員としての勤務経験ということでやっています。週2日勤務では3年弱程度、週4日勤務で1年強程度の経験になると思いますが直近の5年以内にその経験がある者ということです。ですので、今、吉川委員がおっしゃったように、同じ1年間の場合ですがけれども、週1回の方と週4日の方では大分違うので、その通算というときは勤務日数等により、基準をはっきり決められたほうがよいのではないかと思います。

○野村座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○有山代理 質問でいいですか。

○野村座長 はい。

○有山代理 今のところの(2)の一番下のポツに「一定期間の実務経験を証明する書類は、現行3資格保有者自身が準備し、地方公共団体に提出する」となっているのですがけれども、(1)の事業者団体、またはADRとか、事業者における相談窓口の方たちの自己申告したものを地方公共団体が受けて、試験に合格した者とみなすということなののでしょうか。また、そこには費用がかかるのでしょうかという御質問です。

○望月企画官 ここの意味でございませうけれども、これは、書類自身は3資格保有者の方自身でつくっていただくものと考えております。したがって、3資格保有者がつくっていただくフォーマットを国で定めまして、それでここに何年間ぐらい勤めたとかということ自分で申告していただくことを考えておりますので、事業者団体とか事業者の方などから書類を提出していただくことは考えておりません。

○有山代理 ①、②、③の方たちはどこに提出するのですか。

○望月企画官 提出先は地方公共団体の首長でございまして、その方々が採用したりとかするとき、その資格試験に合格した者とみなすかどうかということ判断する際のものとして提出していただくこととなります。

○有山代理 では、費用はかからないということですか。

○望月企画官 はい、そういうこととなります。

○野村座長 これは、例えばどこかで働いていたときに、その雇用者のほうに証明してもらおうとか、そういう必要はないと考えていいのですか。

○望月企画官 はい、そのように考えております。

○野村座長 大丈夫ですかね。何となく、不安を感じますが。

どうぞ。

○吉川委員 行政に提出する場合、退職していても、そのもとの職場へ行って書類を書いてももらったと思います。やはりそれぐらいの厳格さは必要ではないでしょうか。

○野村座長 それは、要求すれば普通は書くわけですね。更新なら更新に必要なのでお願いしますと言えば。

○吉川委員 少なくとも行政では私は書いていただけました。行政でなくても、私ども団体に相談業務に携わっているとき、証明を求められたら、私のほうは証明を書くようにしていました。恐らく書いてもらえるだろうと思います。何か決まったもの、典型的な文章みたいのところへ何年何月までというように証明したものを出すようになっています。

○野村座長 そのフォーマットは国が定めて、そこに必要事項を書いて、雇用者に印鑑を押してもらうなどの方法をとるということではないでしょうか。

○吉川委員 国かどうか、今回まだわからないですけども、私が国民生活センターで経験したものはそのようなものを提出しました。

○有山代理 済みません。私の経験では、私は消費者センターに1年ほどテスト課の要員として入っておりましたが、そこでは、年末調整のときに職員から、あなたの名前は出ていない、組織にはいないから、アルバイトにすぎないと言われました。その次の職場でも、その場合には非常勤・嘱託だったからいいのですが、当時、他の消費生活相談員の方で、備品で給与が出ているというのが長年あります。だから、職員として組織の中に入っていないという人たちは、多分、長い時間が過ぎればわからないと思います。調べようがない。だって、備品なのですもの。

○野村座長 どうぞ。

○阿部委員 先ほどの事務局からの御説明で、雇用主のほうの署名は必要ないということもありましたが、採用する側としては、そういうわけにはいかないと考えています。採用するときに御本人が書いてきたことが正しいのかどうか確認する必要がありますから、それを証明する書類というのを求めることになると思うのです。

そこで、東京都にお勤めだった相談員さんについて、この証明を出してほしい、という申請が出てきた場合どうするかということですが、今までの例でいくと、証明書を発行しています。ただ、過去にさかのぼってどのぐらいできるかというと、退職してから3年間ぐらいしか書類はとっていないので、3年以前にやめられた方についての履歴は証明しようもないし、わからないということになります。

そういう実情があるところで、これはまた別の話になってしまうのですが、一定期間、通算1年ということにしていますが、どこまでさかのぼって通算1年と見るのか。10年前の1年を見るのか、5年前の1年を見るのかということも考えなければいけない。先ほど申し上げた東京都の実情とか一般的な雇用環境でいくと、そんな昔にはさかのぼれないだろうなというのがありますので、そこは合理的なところを決める必要があるのではないかと思います。

もう一つは、通算して1年以上という話のなかで、これは細かい話になってしまいますが、日数でという話もありましたが、日数の証明というのはできないのです。何年間お勤めになって、その期間、何日勤めたかということまで証明できないので、そこも難しいなと思って聞いておりました。

もう一つ、週に1回勤務だけれども、2カ所にわたって勤務されているような方。ですから、週5日のうち、それぞれ別々のところで3日ずつとか2日ずつとかやっていたりしゃる方もいるので、通算のときにそれをどのようにカウントするのかなと。例えば2カ所で半年ずつやっていたら、合わせれば1年になってしまうのか。そういう細かいところも決めなければいけないのかなと思います。

○野村座長 そうすると、事務局の考えのほうが現実的ということでしょうか。

ただ、これは、後で実務経験によって免除措置を講ずるところともかかわってきますので、ただ採用だけの問題ではないのでなかなか難しい問題ですね。

どうぞ。

○有山代理 私たちの団体の構成員の現状を見ると証明は難しいです。多分、企業のアドバイザーの方も必ずしも正社員とは限らないので、アルバイトでという形になると、記録が残っていないのではないかと思います。そうすると、自己申告はやむを得ない措置だと思う反面、確かに、事実通りきちんと届けられるのかという不安は残ります。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

先ほどの法テラスの、現実はどういう仕事をしているのかというのを調査するというのはそんなに大変ではないと思うのです。ADRのほうは数が限られていますけれども、事業者団体とか事業者になると調査のしようがないですね。そうかといって、そこを外すのも余り合理的ではないですね。

○池本座長代理 今、いろいろお話を聞いていると、確かに、日数といっても証明しようがない、3年を超えると証明しようがないと聞くと、より厳格なものというのとはとりようがないという現実もあるのかなど。その場合に、自己申告だと信頼性が担保できないところをどこまで重きを置くかなのです。これは附則3項の規定との関係で、ここへ要件として入れるというのは難しいのかもしれないのですが、後で議論する免除措置とか、5年以内のところでは講習会というのが入っていますね。相談員の質の確保というのは、実務的な研修をきちんとやって、事例検討をやったり、みんなでディスカッションしたり、そういう講習会が不可欠だということを私はずっと申し上げているところです。そういう意味でいうと、ここも自己申告で1年、日数を問わないというのは非常に甘過ぎるのではないと言われるのかもしれないのですが、むしろ、その後の講習などを受けてもらうとか、そういうところへ誘導することによって担保してはどうか。ここの入り口の要件はこれにしておいて、附則との関係で、要件に「講習会を経た者であって」とまで書くのは難しいのかもしれないのですが、何かそういう工夫ができませんでしょうか。まだ着地点の見えない提案のようなことで申しわけないのですが。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 今、池本委員からお話がありましたけれども、これは結局、一定期間の実務経験ということが証明できない場合であっても、その講習会を受ければ試験に合格した者とみなすということだとすると、できるだけその講習会を受けて最新の状況を確認してほしいのだということであるならば、そちらのほうに流れていただくということは選択肢としてはあり得ると思うのです。

ただ、全国的な状況を見ても、その講習会が受けやすいのかどうかとか、その講習会にどのぐらい費用がかかるのかとか、その問題が出てくると思うので、その講習会を受けやすい環境がある程度整備されて、今の書類上では過去の実務経験についての説明がつかないということであれば、できるだけ講習会を受けてもらうという形で制度設計するということは選択肢としてはあり得ると思うのです。

それと、先ほどから、一定期間ということ、通算1年以上をどう見るかという話が出

ていますけれども、実態としては経験年数を把握するのはなかなか難しいということがよくわかったのですが、試験に合格したものとみなすということだとすると、ある程度日数だとか経験がどのぐらいなのかということ客観的にできる限り説明できる資料がないまま、自己申告で合格したものとみなすと言ってしまうのは、非常に心配なところがあります。そこはかなり厳格に規定しつつ、残念だけれども、経験がありながらそれを示せる資料がないという場合には、講習会をできるだけ廉価で、かつ機会を用意して受けてもらうということで、その試験に合格したものとみなすという流れに乗ってもらうというのは方法としてはあり得るのかなと思います。

ただ、実際の費用負担の問題だとか機会の確保ということ国としてきっちり支援していくのかとか、そういうことにもかかわってくる問題だと思うのですが、そのあたり、どう整理するか。ここの2つをどう位置づけるかということで、この論点に対する答えの出し方は変わってくると思うので、そこは整理が必要かなと思いました。

○池本座長代理 ちょっとよろしいですか。

○野村座長 どうぞ。

○池本座長代理 沼尾先生の御指摘、まさしくそのとおриだと思っております。ただもう一つ、今の点でいえば、むしろ相談員団体の方にお伺いする必要があると思うのですが、第1項の経過措置のところは、一定の実務経験プラス3資格保有者は将来にわたって合格者とみなすに対して、第2項のほうは、5年間に限り合格者とみなすですから、5年以内に何らかの形で受けてくださいということが条件になっているので、現場の相談員に向けた伝わり方としては価値が全然違うのかなと思うのです。そのあたりの受けとめ方。そのあたりは、今度は免除措置のことにも関連してくるのかもしれないのですが、その辺はどうなのでしょう。ここは評価が大きく違ってしまって、第1項のところ。私が先ほど申し上げたのは、非常に緩いのかもしれないけれども、通算して1年としておいて、その人たちも実質的な条件づけの中で講習会を受けてもらうというような誘導ができればいいというような、ちょっと曖昧模糊とした申し上げ方をしたのはそういうところなのです。

○野村座長 御意見はいかがでしょうか。今の点について特によろしいですか。

特に免除措置ともかかわってきますけれども、この辺について、ご意見を伺うということに移りましょうか。

○池本座長代理 池本です。

後ろのほうの試験の一部免除措置のことについて意見を申し上げたいと思います。それについて非常に込み入った話になるので、別紙で「円滑な移行措置についての意見」というペーパーを準備させていただきました。上半分は事務局提案を自分の頭の中で整理するためにメモとしてつくったもので、これよりは資料4-2のほうがわかりやすいのかもしれませんが、別紙の上の部分で言いますと、4番目の「試験一部免除対象者」の設定で「3資格保有者で、一定期間の実務経験を有すること」というのが要件として、3資格保有プラス一定期間の実務経験とされています。ただ、1年以上の実務経験があれば、一番上の

附則3条1項の合格者とみなすに入ってくるので、ここで言うのは、1年未満の中でなおかつ一定の実務経験を指すという意味になるのだらうと思うのです。それを6カ月と見るのか、何カ月と見るのかという話ですが、先ほどの上の附則3条1項のところでも、日数はどうかとか、1年でいいのかとかあるところへ、それ以下でさらに1年未満でなおかつ一定期間というので定めるとするのは非常に見えにくくなってしまわないか。

別紙の〈意見〉というところに書いておいたのですが、3資格を保有していて実務経験がない方については、およそ一部免除の対象になり得ないということになってしまって、それでいいのだろうかという逆の疑問もあるのです。特に、例えば改正法施行前の1～2年、つまり、ことしとか来年とかで、今、勉強して試験を受けている人は、実務につかないで施行を迎える方というのはたくさん出ると思いますが、そういう人たちは、移行措置の対象になり得ないとなっていくのはちょっとどうかなという気がするわけです。

もう一つは、上の試験の一部免除対象者の中で、資格を持っていない方で一定の実務経験を有する方については実務経験を免除とされています。この「一定の実務経験」はどのくらいを指すのかはまだペーパーにもないのですが、ここも試験免除というときにどのくらいの年数でやるのかとか、同じ議論が出てくる。そこも非常に見えにくくなってしまわないかなという気がします。

そこで、この一部免除の資格保有者の場合も、不保有者の場合も、先ほどの5年限定のところで話題になっている指定団体による講習を修了するという要件をかぶせることによって、その附則3条2項と同等の資質の確保というような評価が可能になるし、そもそも一部免除を知っても、最低限の試験は受けなければいけないわけで、受けるためには講習会を受けるのが現実問題必要になるはずですから、その意味で、以下のように修正してはどうか。

まず「3資格保有者で、実務経験1年未満の者（実務経験がないものを含む）」については、指定団体による講習を修了した者。つまり、過去に3資格を持っていて、実務経験がない者、短い者は、指定団体の講習を受ければ一定の範囲は免除する。それから、資格は持っていないけれども、一定の実務経験を有する方についても指定団体による講習を修了したもの。つまり、これは5年限定の合格者とみなされている方でもあるのです。その人は、いよいよ試験を受けるときには一部免除につながる。このようにすると整合性も比較的とれてくるかなということを考えました。

これで十分かどうかはもちろん全く自信がないところですが、一旦提案しています。

○野村座長 ほかに。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 このところは大変混乱するところです。まず、経過措置で「みなす者」をどうするかということと、それ以外に試験を受ける場合の「免除」をどうするかということとをここで言っているのですが、私自身も混乱、相談員の中でも混乱しています。ただし、みなしとして認めてもらうということが、(1)のところ、「資格を持っている」とい

うことになるのですが、ここのところを。例えば、証明がなかなか得られないということですが、期間を長くするか、もう少し厳格にすることによってみなしのままで移行する人が結構おればそんなに混乱しないと考えます。みなしのところで厳格にして移行して、試験については免除するとかしないとか非常に混乱をさせてしまっているのですが、相談員というのは、最初の資料1のところでも書かれていますように、消費者を取り巻く環境は日々非常に変化しているということですから、日々新しい知識がないと対処できない。そのために相談員は常に研修が必要なのだと言っている以上、自分も新しい知識があるよという意味で、試験については免除するというのは余りよろしくない。個人的には免除してもらったらうれしいというのはみんな思っているのですが、本当に質の確保という意味では。現場にいる人については、面接とかそういうものは免除されるとかあるとは思いますが、余り免除を多くしてしまうと、質の確保という意味でいけないのではないかと考えています。

これは、それぞれ図を描いて、この人はこうなるというようにしないと、誤りを起こしてしまいそうです。その辺の整理をもう少ししていただきたいと思っています。

○野村座長 一応、資料4-2をそういう形でつくっていただいているわけですが、わかりにくいですかね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○服部審議官 池本先生にちょっとお伺いしたいのです。

1年未満のところだけ特記されておられるのですが、4-2の図で1ポツのところというのは、国家のところは青の枠だけで緑のところはできないわけですね。3のところは両方できるということからすると、1年未満の者だけを対象にするということはちょっと整合性がとれないのかなとも思われるのですが、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

○池本座長代理 1年未満の者のみを対象にするという意味では、1年未満の者についての移行措置ということですが、資料4-2の上で言いますと、3資格保有プラス1年以上の方がみなす規定で合格者となった場合には、指定消費生活相談員の資格は取れない。だとすれば、1年以上だけれども、一定の講習を受けて一定の試験免除で新試験に合格すれば、ここの2番目の完全な新資格者になる。そこへ加えていいという意味では、この1年未満の者という限定を加える必要はないということになりますか。

○服部審議官 そうです。

今のは論理の話ですね。

○池本座長代理 はい。

○服部審議官 いい悪いは別です。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。

もしあれでしたら、現行の資格を付与している機関のほうで、免除措置について、今、

どのようにお考えなのか、御意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

まず、高尾さん。

○高尾氏 日本産業協会の高尾でございます。

まず、現行3資格保有者を対象とした試験の一部免除措置について、一定期間の実務経験を有することを条件とする必要があるのかどうかですが、現行3資格保有者に対しては実務経験がなくてもいいのではないかという感じがいたします。

それと、実務経験の期間ですけれども、先ほど1年以上という議論がありました。当協会の消費生活アドバイザー試験制度では、消費者関連部門の業務に1年以上にわたり週2日以上勤務した者に対して実務経験を有する者として、申請者に資格を付与しています。実務経験の無い者は延べ4日間の実務研修を修了することにより、申請者に資格を付与しています。1 現行3資格保有者に係る経過措置の(2)に、相談に適切に応じることのできる基準として、消費生活相談・あっせん又はこれに準ずる事務に一定期間従事した経験を有する者とすべきとあるが、実務研修を修了して消費生活アドバイザー資格を付与した者も加えていただきたいと思っています。

それから、週2日以上勤務が少ないという議論はあるかもしれませんが、正社員で働けない方もいらっしゃいます。現実的には週2日働くのがやっとという方もいますので、ぜひ現実を踏まえお認めいただければと思います。

そもそも消費生活相談員資格試験の範囲がどうなるのかわからないので、3の(1)現行3資格保有者を対象とする免除措置、(2)現行3資格保有者以外の者を対象とする免除措置については具体的に判断しづらい面があると思います。

以上です。

○野村座長 どうもありがとうございました。

国民生活センターの青山さん、いかがでしょうか。

○青山氏

個人的に思うところですが、今、私どもの行っている資格の中で考えれば、それであれば、有資格者については一定の知識は持っていると考えますので、免除措置があってもいいのではないかと思います。

そのうえで、実務経験のありなしによっては免除措置に差があっても仕方ないとは思いますが。具体的にこれらいいか悪いかはまだ判断がつかねるところがありますけれども、考え方としてそういうところもあります。

以上でございます。

○野村座長 それでは、松岡さん、お願いします。

○松岡氏 移行措置につきましては、経験があるかどうかというのも証明が非常に曖昧なところがあるということになりましたのでなおさらなのですけれども、経験の有無を余り言わなくてもいいのではないかと思います。



といいますのは、今までそういう経験があるなしでなく、この3資格で採用されてきた経緯があるわけです。ですから、それは結果的には採用する側の都道府県、市町村の長が判断されるわけで、この移行措置のところはそれの判断に任せていいのではないかと考えております。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

事務局のほうで今の段階で何かありますか。

○望月企画官 今、免除措置についてはもうちょっと整理する必要があるのではないかと、いうことを伺いましたので、その作業はしてみたいと考えております。

○野村座長 どうぞ。

○有山代理 ちょっと初歩的なことで申しわけないのですが、指定消費生活相談員というのは大体どのぐらいの人数を輩出しようという想定があるのでしょうか。このぐらいとか。それとも、全ての相談業務につく者は、なるべく指定消費生活相談員の資格を取ってほしいということなのでしょうか。

○望月企画官 指定消費生活相談員は改正法の10条の4で新設されたもので、5年以内に施行することになっておりますけれども、この規定自体、努力義務となっておりますので、47都道府県に対してこういう努力義務がかかっているということでございます。したがって、人数で何人ぐらいを目標とかというようなことは今のところ考えておりませんが、できるだけ47都道府県にこういう相談員の方に対して援助を行うような指定消費生活相談員を置いていただきたいと考えております。

○野村座長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉川委員 2ページから3ページの、知識を持った者と同等とするというところで「メルクマールをガイドライン等で定めるべきではないか」ということですが、これについては定めるべきだと思いますということで賛成です。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

資料4-1について、次回にもうちょっと整理したものをお出ししたいとは思いますが、きょうの段階でいろいろ御意見を伺っておければと思います。

どうぞ。

○吉川委員 先ほども申し上げましたように、現行資格を対象とする免除措置のところ、やはりテストは受けるべきだと考えています。というのは、日々新しくなっていく知識を確認するという意味でも、知識がさびつかないようにという意味でも、現役の人でも試験で確認して、質を高めるという意味でも試験・テストというのは必要で、免除すべきではないと思っています。

ただし、現役の人は、先ほども言いましたように、面接とかその状況に応じて何か。次回に整理していただけるということですが、全く免除措置が要らないというわけで

はないのですが、知識に関するところについては免除すべきではないと思っています。持っている人に対してもそうですし、もちろん持っていない人についても知識等については、研修等という御意見もありますけれども、試験は必要ではないかと考えています。質の担保という大変厳しいことではありますが、そのように考えています。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。

有山委員、どうぞ。

○有山代理 質の担保といっても、現場ではどちらかというとな多数の相談員が現状をどう分析してどう対応するか、職員とどういう連携をしていくかということが重要です。その部分というのはなかなか試験ではかれない。以前にもお話ししたのです。最新の知識という意味では、法的な知識などは弁護士さんとかそういう専門家のほうが多分知識は深いと思うのです。そうすると、消費生活相談員に何が最新の知識として必要かという、現状訴えてきている相談者の方の何が問題になって、何を解決してあげたら彼らの問題点をなくすることができるかという観点がすごく重要です。それは試験ではないのですね。

今回、資格試験をつくるということなのですが、相談員の現場からいうと、相談員と行政職員が話し合っ消費者対応していればそれで十分ではないかという思いはとても強いです。ですから、資格試験について一部免除したり、相談員資格の最新情報は必要だと思ってくれるのですが、内容についてそれぞれの資格の個性で考えていけば細かなことに、そんなにこだわらなくてもいいのではないかと思います。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 試験の一部免除のところですが、現場からすると、現場の相談員さんは非常に忙しい中で仕事をしている。この方々にまた非常に難しい試験をやると、その準備もなかなか大変だという思いもありますので、今、現役で働いている方に何か免除措置というものはぜひつくっていただきたいと現場としては思っております。

それともう一つは、先ほどの現行3資格保有者に係る経過措置の話とどうしてもセットになるかと思うのですが、現行3資格保有者に関しては、この3番目の「試験の一部免除措置」というところで救われるところがあるので、現行3資格保有者に係る経過措置は少し厳し目にやってもいいのかなど。これは先ほど吉川委員もおっしゃっていたと思うのですが、ここは厳しくしていただければと思います。

これには別の意味がありまして、現行3資格保有者について緩めてしまうと、試験に合格した者とみなすという扱いになるわけですから、試験合格者と同じ扱いになる。そこが緩くていいのか、ということです。現場の採用する側からすれば、その試験に合格したものとみなすということで採用してみたけれども、実はどこかに誤りがあって、例えば通算期間に誤りがあって、1年と言っていたけれども本当は8カ月しかなかったと後でわかったときに、この人の採用を取り消すことになるのかどうかとか、また非常に難しい問題になるので、1番目は厳し目にして、そのかわり2番目、3番目で、現行3資格保有者であ

ったり、資格はないけれども現場で働いている方については、そういうところで救ってあげばいいのかなと思います。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょう。

まだ若干時間がありまして、いろいろ御意見いただきたいのですが、資料4-1の3ページの上のほう、先ほどのメルクマールの話なのですが、この2つのポツのところについて自治体としてはどのようにお考えなのか。

○阿部委員 東京都の場合には、採用選考の条件というのですか、応募の条件の中に資格保有者というのも既に入れているので、ここの2番目については、メルクマールのガイドラインについて余り考えていなかったところはあるのですが、自治体のほうからすると、このメルクマールを余りきっちり定められてしまうと、採用についてたががはめられてしまうのではないかと思います。市町村長もしくは都道府県知事が認める者というのは、要は、採用選考で合格する人と同意義となると思うのですが、それはそれぞれの自治体がどういう人を採用するのか決めるわけですから、そこをメルクマールでこういう人でなければだめだ、ああいう人でなければだめだということで決めると、自治体の裁量を狭めてしまうのかなとも思っています。

ただ、東京都の場合には、先ほど申し上げたとおり、もともと3資格保有者ということでやってきたので、ちょっと状況が違います。

以上でございます。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょう。

どうぞ。

○池本座長代理 今、提起のあった点ですが、3ページの上のほうのメルクマールの第一は、3資格保有者は基本的にその同等以上の専門的な知見があると認める必要条件、最小限の条件であって、それにさらに都道府県知事、市町村長が特性・資質を踏まえて判断するというところだから、まさに裁量判断です。この一本に絞ってあると、有資格者の少ない地方としては大混乱になりますが、2番目のところで、3資格保有者以外で自治体で相談実務をやっており、能力が実証されていると言える者。この能力実証というのは、例の雇いどめの議論などでもよく出てくる任期ごとの再度の任用をするときに、勤務実績がどうかとか、そういうことを踏まえて、最終的にはそれも長が選考するということになるのだと思うのですが、この2つをあわせて読んでいけば、地方においても特に混乱はないということになると思います。これは、現行法の政省令の中で、3資格保有者またはそれと同等以上の専門的な知見を有する者として現在位置づけられている方について、同じく新法の中で同等以上の専門的な知見を有する者という判断の見きわめも、おおむねそれに近い線で示してあると私は受けとめましたので、そういう意味ではこれで妥当なのかなと考えております。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょう。

どうぞ。

○阿部委員 先ほど勘違いして発言してしまいました。

2番目の「3資格のいずれも有しない者」のところの話だけです。失礼しました。申しわけありません。「3資格のいずれかを有する者」ということであれば、もちろん東京都もそうですが、その選考のところでその方に能力があるかどうかを見きわめておりますから、メルクマールを余り決められなくても東京都の場合にはやっていけるかなと思っているということでございます。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

この円滑な移行措置に関する論点については大体御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

時間はまだ残っているのですけれども、これまで4回御議論いただいてきました。次回の会合までに報告書（案）を事務局でまとめさせていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回の検討会では、委員からの御意見を踏まえた報告書（案）を議論していきたいと思います。先ほどの4-1につきましては、かなりいろいろ御意見をいただきました。事務局としてもいろいろ宿題を残されたと思っておりますので、この部分はかなり大きく変わる可能性もあるかと思っておりますけれども、次回の検討会に向けて準備をしたいと思っております。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○望月企画官 それでは、次回の検討会につきましては10月7日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、御発言いただいた内容については、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日事務局から確認をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、本日配付しました資料のうち、資料3-2はこの後回収させていただきますので、恐れ入りますが、卓上に置いたままにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

○野村座長 それでは、以上で、予定された議題全て終了いたしましたので、本日の検討会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。